

## 第2回宇都宮市総合計画審議会 健康・福祉・安心分科会議事録

日時：平成19年10月25日（木）

午後1時30分から

場所：市役所15A会議室

### 出席

梅林 猛	前うつのみやまちづくり市民会議 委員
金沢 力	宇都宮市議会議員
五味渕秀幸	宇都宮市医師会 会長
伊達 悦子	作新学院大学人間文化学部 教授
藤井 清	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会 会長

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
  - (1) 第4次改定基本計画の実績について
  - (2) 社会背景・環境、今後の見通し等について
  - (3) 取り組みの方向・目標等について
  - (4) 先進地視察の候補について
- 4 閉会

開会 午後1時30分

事務局

ただいまより第2回福祉・健康・安心分科会を開催いたします。

初めに、分科会長よりごあいさつを頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会長

皆様、こんにちは。最初の8月からどんどん時間がたって、秋風が吹いて、何となく寂しいような気持ちになりますけれども、今日はお忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。

私どもの分科会は、保健・医療・福祉ということで、私たち市民の身近な生活の安全や安心の確保という生活に非常に密着した領域ですので、それだけにいろいろなニーズもたくさんありますし、期待もあるということになろうかと思います。少子化の問題は言われて久しいですけれども、同時に高齢化ということ、あるいは家庭機能の変化というようなこともありますし、事件・事故、災害の問題など、いろいろなことがあるわけですが、住んでよかった、あるいは住みたい宇都宮になっていくといいなと思います。

きょうは2回目になりますが、内容が盛り沢山のようでございますけれども、課題認識、あるいは今後の取り組みの方向を決めていくという大切な会議であろうと考えております。時間は限られておりますが、効率よく進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせて頂きたいと思いますが、これからの進行は分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会長

それでは、早速議事に入らせて頂きたいと思いますが、まず（1）の第4次改定基本計画の実績についてということで、事務局からご説明頂きたいと思います。お願いします。

事務局

それでは、お手元にごございますピンクの資料でございます。第4次宇都宮市総合計画の達成状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、51ページをお開きください。こちらにつきましては、平成17年の12月に総合計画策定の取り組みの一環としてまとめたものでございます。この冊子を用いまして、第4次改定基本計画の実績についてご説明します。

まず、分科会の所掌内容の「保健・医療サービスに関すること」等の関係部分についてご説明しま

す。「基本施策」，「保健・医療を充実する」についてでございますが，「基本施策の目標」としましては，「市民一人ひとりが，生涯にわたって健康な生活を送り，いつでも安心して暮らすことができる」と設定されております。

次に，「施策の構成」としましては，「健康づくりの推進」，「保健医療サービスの充実」，「地域医療体制の充実」，「健康危機管理の推進」の4つを位置づけております。

次に，「主要事業と進捗状況」につきましては，資料に記載のとおりでございますが，「健康づくり推進員の養成」につきましては，平成13年度から600人を養成。「健康づくり実践活動の支援」につきましては，平成17年度において，健康づくり推進員活動回数が258回，活動参加延べ人数が5,330人。

「健康づくり推進体制の整備」につきましては，16地区で整備されております。

52ページをごらんください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが，No.1にございますように，健康づくり推進員等の養成人数の増加や実践活動への市民の参加人数も目標を上回り，活動の展開が図られているところではありますが，地区ごとの格差が見受けられるなどの課題もございます。また，No.3にございますように，初期・救急医療体制が確保されている状況にあること，No.4にございますように，健康危機の発生に迅速・的確に対応できるよう模擬訓練を毎年度実施するほか，具体的な対応策が確認されております。

次に，「施策の達成状況」についてでございますが，No.1にございますように，健康づくり推進員等の養成などを行っておりますが，地区ごとの意識の格差などから組織化が伸び悩んでいること，またNo.2にございますように，ライフステージに応じた各種健康診査や健康教育を実施し，受診者，受講者等も増加傾向にあることなどをとらえております。

続きまして，65ページをお開きください。ここからは，時間の関係もありますので，恐縮ですが，「目的」，「主要事業と進捗状況」等の説明は省略させていただきます。資料に記載のとおりでございますので，どうぞよろしくお願いたします。

引き続き，「基本施策」，「社会保障を充実する」についてでございますが，「施策の構成」といたしましては，「生活困窮者支援の充実」，「国民健康保険事業の充実」，「介護保険事業の充実」の3つを位置づけております。

66ページをお開きください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが，No.1にございますように，被保険者が増加傾向にあることから，レセプト点検による過誤請求発見件数も増加傾向にあること，またNo.2にございますように，ドック受診者が平均10%伸び，国民健康保険加入者の健康に寄与していることなどがございます。

次に，「施策の達成状況」についてでございますが，No.1にございますように，要保護世帯は増加しているものの，概ね安定した生活を送っていると言えること，またNo.2にございますように，医療サービスの提供により被保険者が健康な生活を送っているものの，収納率の状況からは健全な健康保険事業運営が行われているとは言えないことなどをとらえております。

次に、53ページをお開きください。続きまして、分科会の所掌事務内容におきます「都市の福祉基盤に関する事」の関係部分についてご説明いたします。

「基本施策」、「地域福祉を推進する」についてでございますが、「施策の構成」としましては、「バリアフリーのまちづくり」、「地域福祉活動の推進」、「社会福祉施設の充実」、「サービス体制の総合化の推進」の4つを位置づけております。

54ページをごらんください。「これまでの取り組みから言えること」のNo.1にございますように、目標である98公共施設のバリアフリー化は実現していないものの、整備率は9割超が見込まれるなど、着実に施設の整備や体制の整備が進んでいる状況になっております。「施策の達成状況」でございますが、No.4にございますように、本庁及び富屋、平石、姿川の各地区市民センターにおきまして保健福祉サービスを総合的に提供し始めたことから、より多くの市民が安心して保健福祉サービスを利用できるようになってきているととらえております。

次に、55ページをお開きください。「高齢者に関する事」の関係部分についてご説明いたします。「基本施策」、「高齢者福祉を充実する」についてでございますが、「施策の構成」としましては、「健康と生きがいづくりの充実」、「在宅保健福祉サービスの充実」、「施設福祉サービスの充実」、「居住環境の整備」、「主体的なサービス利用の促進」の5つを位置づけております。

56ページをごらんください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.1にありますように、「生きがい対応型デイサービス事業」の利用者数は増加傾向にございますが、平成17年度の対象者見直しにより利用者数が減少している状況にあります。また、No.3にありますように、「老人福祉施設等整備費補助事業」は、目標達成に向けて取り組んでいるところでございますが、国の整備計画の要求限度の設定により整備の遅れが懸念されている状況であります。

次に、「施策の達成状況」についてでございますが、No.1にありますように、「生きがい対応型デイサービス事業」や「外出支援事業」は順調に進捗していること、またNo.2にありますように、「介護予防教室」は利用者が大幅に増加していること、またNo.3にありますように、「特別養護老人ホームの整備」は着実に基盤整備が進んでいることなどをとらえております。

次に、57ページをお開きください。基本施策でございますが、「障がい者福祉を充実する」についてでございますが、「施策の構成」としましては、「社会的自立の促進」、「社会活動への参加促進」、「在宅保健福祉サービスの充実」、「施設福祉サービスの充実」、「主体的なサービス利用の促進」の5つを位置づけております。

58ページ、中段をごらんください。「これまでの取り組みから言えること」の主なものでございます。No.1にございますように、就労支援事業の登録者数が伸びていない。また、No.2、3にございますように、タクシー料金助成の申請者数、手話通訳者の派遣回数、それから医療費助成などの各種サービス、助成等が増えてきております。さらに、No.5にございますように、相談件数が増えてきているという状況でございます。

続きまして、59ページをお開きください。「施策の達成状況」について、主なものでございます。No.1にございますように、就労支援事業において目標を達成していないこと、それからNo.2から4にございますように、交通費の助成や手話通訳者派遣などの各種サービスの利用者、それから手当の受給者、イベントの参加者等が増えてきております。また、発達センターの整備、施設サービスの充実などについては目標を達成していること、このようなことから全体では概ね目標を達成しているものととらえているところでございます。

次に、61ページをお開きください。「基本施策」、「児童福祉を充実する」についてでございますが、「施策の構成」といたしましては、「個性や権利を尊重する社会づくり」、「家庭や地域の育成環境の充実」、「子育て支援機能の充実」、「ひとり親家庭等への支援」の4つを位置づけております。

62ページ、中段をごらんください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.2にございますように、子どもの家の受け入れ児童数は年々増加しており、施設へのニーズは高い状況にございます。

また、No.3にございますように、子育てサロンの利用者数が大幅に伸びており、子育てに不安や負担を感じている親御さんが多い状況にあり、今後とも需要は伸びていくと予測しているところであります。

63ページをごらんください。「施策の達成状況」についてでございますが、No.1にございますように、関係機関と連携したネットワーク会議の設置等により、児童虐待の解決に向けた環境が整備されつつあること、またNo.3にございますように子育て支援の拡大により、子育て家庭が安心して子どもを産み育てる環境の整備が進んでいることなどをとらえております。

次に、67ページをお開きください。続きまして、分科会の所掌内容におきます「日常生活の安心感を高める」の関係部分についてご説明いたします。

「基本施策」、「消費生活を向上する」についてでございますが、「施策の構成」といたしまして、「消費生活意識の高揚」、「消費者被害防止・救済の強化」、「消費者組織の育成・支援」の3つを位置づけております。

68ページをごらんください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.1、2にございますように、消費生活相談件数が増加しており、消費者トラブルは依然として増加傾向にあることから、市民ニーズは今後も高い状況であります。

「施策の達成状況」でございますが、No.1にございますように、啓発事業等の開催増により、消費者が正しい知識と判断のもと、主体的に行動することができるようになってきたこと、またNo.3にございますように、消費者団体が新たな育成策により積極的に活動に取り組んでいることなどをとらえております。

次に、75ページをお開きください。「基本施策」、「災害に強い都市をつくる」についてでございますが、「施策の構成」といたしまして、「防災体制の強化」、「消防力の充実」、「救急救助体制

の強化」，「防災都市基盤の整備」の4つを位置づけております。

76ページに移りますが、「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.1にございますように、市内37地域すべてに自主防災会が設立され、防災訓練の実施により、訓練の成果が地域防災に生かされる状況になっております。また、No.3にございますように、救急救命士の計画的な養成を実施するとともに、講習会による知識、技能を身につけた市民が着実に増加していることにより、救命効果の向上が図られております。

77ページをお開きください。「施策の達成状況」でございますが、No.1にございますように、防災体制の強化につきましては、防災市民ネットワークの整備事業により、防災意識の普及、高揚が図られ、概ね達成できているととらえております。また、No.3にございますように、救急救命士の養成や救急救助車両等の整備、市民に対する応急手当の普及啓発等の実施により、救急救助体制の強化が着実に達成されているなどをとらえております。

83ページをお開きください。「基本施策」，「生活衛生を向上する」についてでございますが、こちらにつきましては、「施策の構成」といたしまして、「食品の安全確保」，「快適で衛生的な生活の確保」，「健康危機管理の推進」の3つを位置づけております。

84ページをごらんください。「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.1にございますように、食品安全懇談会や関係団体連絡協議会の開催等により、情報交換・提供や連絡強化が図られており、また食品衛生監視計画に基づく営業施設の監視指導や検査を実施するなど、効果的な監視指導が行われております。

「施策の達成状況」でございますが、No.1にございますように、食品の安全確保施策が着実に推進されつつあること、またNo.2にございますように、安全で衛生的な生活環境を確保するため、新斎場の整備を始めさまざまな事業が推進されていることなど、このようなものを達成状況としてとらえております。

101ページをお開きください。「基本施策」，「交通安全対策を充実する」についてでございますが、「施策の構成」といたしまして、「交通安全意識の向上」，「交通環境の整備」の2つを位置づけております。

102ページでございますが、「これまでの取り組みから言えること」でございますが、No.1にございますように、交通安全運動や教室などを開催しておりますが、依然として事故発生件数は増加傾向にあります。また、No.2にございますように、自転車放置に対する市民意識は高まってきており、一定の効果を上げておりますが、依然として高い水準で推移しております。

「施策の達成状況」でございますが、No.1にございますように、PRや周知不足により、交通安全運動への参加は減少しましたが、暴走族対策については加入阻止教室が目標を達成しており、市民の交通安全意識は概ね高まっているととらえております。また、No.2にございますように、瞬間放置自転車が減少傾向にあり、交通安全施設整備については、安心して利用できる交通環境が整っているこ

とから、市民が安心して利用できる交通環境が整っているととらえております。

以上で、「第4次改定基本計画の実績について」の説明を終わります。

#### 分科会長

ありがとうございました。

非常に次から次にご説明いただいたので、ちょっとついていくのが大変なところがありましたけれども、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

#### 委員

ちょっと細かい点で恐縮なのですが、51ページの下の方の表の中で、基本指針の推移ということで棒グラフ等が載っていますが、これは平成17年、18年は見込み値ととらえてよろしいのですか。それとも、これは実数なのでしょうか。ほかの表を見ると、大体は括弧書きで、平成17年、18年は見込み値と、こういうふうに書いてありますが、この表だけ書いていないのですね。

#### 事務局

これは見込みでございまして、平成18年末で21ということになります。

#### 委員

これは見込みということね。

もう一点は、54ページの、これはこれまでの取り組みから言えることというので、No.4なのですが、この文面はちょっと理解しがたいというか、解釈の仕方であらうと思うのですが、「成年後見制度などの制度は新しい制度であるが、その制度利用者は比較的少ないことから、多くの市民が保健福祉サービスを安心して利用できていると思われる」とありますが、こういう解釈もあらうと思うのですが、逆に言えば、成年後見制度自体がなかなか実際には周知徹底されていないのではないのでしょうか。これから高齢社会の中で非常に重要であり、今後どんどん多くなってくると予想されるのですが、これは少ないから利用できていると思われるという表現なんですけれども、この辺はちょっと理解しがたいなと思ひまして、どっちにしてもこれはできてしまったものだから、どうのこうの言うつもりはないのですが、今後の政策の中でまた話をしていきたいと思ひます。何か見解があれば伺いたいのですが。

#### 事務局

解釈の仕方なのだと思うのですが、新しい制度で周知されていないから利用が少なく、利用されていないから苦情とか、そういったものがないのだというふうな解釈の仕方もあるわけ

すので、今後深く調査・検討したいと思います。

#### 分科会長

私ごとの話で恐縮ですけれども、1カ月ぐらい病院にいましたら、同じお部屋の患者さんで、お年寄り同士で身の上話が始まるんですね。そうすると、相続の問題でどうしたらいいのだろうと、お部屋に何人もいるわけですが、みんな話に入るわけですね。ほかの患者さんから、それ取られちゃうんじゃないなんていう話になって、元気になって退院したらすぐ市役所に相談に行ったほうがいいよという話も出たりします。結構そういう日常的话题が出たりして、やはり情報がどのくらい手元まで伝わっているかというこの辺がなかなか難しいところだなと、今のお話で思いました。

全体に、これは行政の常かもしれないけれども、状況としてはおおむね達成できているとか表現されるでしょうけれども、やはりむしろ課題というのは、そこで抽出していくということに意義があると思いますので、その点、やはりちょっとシビアな目で見ていく必要もあろうかと思っておりますので、忌憚のないご意見をお出しいただければと思います。

#### 委員

やっぱり51ページなのですけれども、健康づくり推進員について、私、実は健康づくり推進員になっているのですが、こう見ますと、健康づくり推進員の人数とか回数とか、そういうことは全部列記されているのでしょうか。健康づくり推進員って何をやっているのか。要するに私が一市民として市内の市民の健康づくりに対して、今どのくらいだから、例えば数字目標を設定して、これについてこういうことをやっているのだというのが見えてこないのです。年間延べて、今年はこの目標だから、こういうことをやれば、その後にはこういうふうな健康づくりになるであろうかという、その中身がこれではわかりません。ただ、人数とか回数で評価できることなのではないでしょうか。これももちろん大切ですが、その辺、ちょっとお尋ねしたいのです。

#### 事務局

今のご指摘のとおりでございまして、現在は組織の立ち上げとか、そういったところに力を注いでいるところとございまして、それと合わせまして今後は、これだけやればそういった効果が得られるとか、具体的な数値として全市民に対して働きかけていけるようなことを、考えていかなければいけないと思っております。

#### 委員

健康づくり推進員をつくったのはいいのですよ。意味はわかるのですが、具体的にどうしようとしているのか。どうなればいいのか。どういうふうな進め方をしていくのか。何か場当た

りでちょこちょこっとやっているような気がして、どうしても仕方がないのです。そうではないのでしようけれども、その辺をはっきり説明してもらいたい。

#### 事務局

現在のところは、各地区で、運動のほうではストレッチ教室、筋力アップ教室、食生活改善ということで、調理教室とか、そういったものを実施しております。今後は、お年寄りだけではなくて、若い方も含めまして、市民全員に対する健康づくりの運動、活動の促進というものを考えておりますので、そういうときに核になって頂くようにと思っております。

具体的に委員が言われた数値目標、これについては今後検討しまして、そういったものを出せるようにしていきたいと思っております。以上です。

#### 分科会長

この健康づくりというのは非常に大事なところですよ。今の中高生、小学生も含めてでしょうけれども、彼らが10年後、20年後、30年後に本当に健康な大人として生活していけるかどうか、かなり危惧される状況がありますので、当面の高齢者とかメタボの世代だけではなく、もう少し広く見ていかなければいけないというふうに思いますので、仕組みをつくったら、今度はやっぱり中身にぜひ取りかかって頂きたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

#### 委員

今の件で、例えばこういうことを広めたらいいのではないかということはある程度、担当の方で考えてやってみるのも一つの方法だと思うのです。

#### 分科会長

ここに至るまでの市民会議の分科会の中では、かなり具体的な提言といいますか、これを出してきていると思います。今中学生の部活離れ、殊に宇都宮市の場合には部活を義務付けていませんので、私がお邪魔している中学校は、多分3分の1ぐらいしか、多くてもやっていない。そうすると、そうではない子たちというのは、その活動の場を学校の外に求めますし、健康的と言えない日常があったりしますね。そうすると、本当だと体力をつけていく、基礎をつくるときにそうではないという問題がありますね。これは高校生も同じかもしれない。私などはそういう現実に直面していますので、市民会議ではそこを担当して随分提案をしてくださったわけです。どこかモデル地区をつくってやってみるという意味も大きいのではないかということで、あのとき、私もうちのほうに体育の教員が何人もいるので、市民と大学と一緒に、何かそういうプログラムができたらいいいのではないかなという話

も出たりしました。具体的にいろいろ出すことは可能だと思うのです。だから、それをどう現実を持っていくかということ。

#### 委員

私は全く素人なのですが、スポーツを専門にやっている人たちは、これは別なのですよね。ただ、一般の人、一般の何もやっていない子どもたち、あるいは年寄り、こういう人たちには余り過激な運動は勧められない。しかし、昔、ラジオ体操ありましたね、朝。まちの中でも、昔は小学校で、みんなやってくれたのだけれども、このごろやってくれないのだね。それで、一部公園なんかでやっているとところはあるのですけれども、あるいはもっと普及していいのかなと、こう思っているのですけれどもね。年寄りでも何でもできるものがね。

#### 分科会長

本当おっしゃるとおりですね。それは単に健康づくりだけではなくて、地域のネットワークづくりにもなるし、どこのだれさん、元気かなという目安にもなるというふうな、大きな相乗効果がありそうですね。

#### 委員

ちょっとした空き地があればね。あるいは、学校なんかは貸さないものなのですかね、今は。

#### 分科会長

実は、資料を今日のために用意していたのに、うっかり忘れてしまったのです。数日前の朝日新聞の夕刊に出ていたのですが、2面ですね。これも前々回の市民会議で、私どもの分科会、提案、提言しているのですが、中学校単位に福祉の拠点を置くという提案をしているのです。そうしましたら、今これを国が推進するというふうなことで動いているという情報が載っていたのですね。一中学校区というのはいろんなものがそろっている地域だと。だから、その単位でいろんなことを考えていくというのが一番理にかなっているのではないかという記事が載ってまして、ラジオ体操は小学校区ですけれども、小学校でも中学校でも、ある単位で総合的にできるというふうな多機能型の施設なんかもそうだと思うのです。遠くではなくて近くでね。

#### 委員

市の所管できる公園でも、まちの中の公園というか、あるいはどこでもいいと思うのですよね。ただ、だれかそれを世話する人がいればね。

分科会長

団塊世代なんかがね。

委員

自治会なんかで共同でやるとかね。

分科会長

ぜひそんなプランが実現するといいと思うのですね。

委員

ただ、そういうことでやってくれる方がいるとできるのですよね。だけれども、なかなか自分ではできないもので。

分科会長

組織でお勤めしていた方なんかはコーディネートする力をお持ちだと思うのですよね。そういう方が地域で。

委員

やっぱり体操でもやった先生みたいな人がいるといいのですよね。私は時々中央公園へ行くのですが、あそこは素人がやっていますけれども。

分科会長

身近にできる場を、ぜひ健康増進課にお考えいただきたい、ほかのセクションと一緒に。

委員

先ほど分科会長が健康は大切なことと言いましたけれども、私は健康というのは人間が生きるために大切で、一番基本的なものではないかと思うのです。健康でなければ、たとえ名誉があっても、お金があってもどうしようもないですよ。健康は基本だと思うのです。市民の健康がよくなれば、医療費も減るわけですよね、当然。今、医療費が大変でしょう。少し健康の方へお金を使って、医療費が下がればと思うのです。

あと一つは、せっかく私たち市民会議、提言書というのをつくりましたので、提言の内容について、どういうところが織り込まれたのかという点が気になっているのですが。。

## 事務局

今、市民会議の提案が話題に上っていますが、今日ご審議頂きますのは、課題とか、あるいはそれに対して今後市としてはどういう方向性で取り組んでのかという点を、皆様の視点でご意見、ご審議をお願いしたいと考えております。ご質問の事業ベースの話は、市民会議のご提言を受けまして、現在庁内で検討中です。ですから、本日は具体的な事業というものはお見せできませんけれども、市民会議の提案に限りましては、来年の1月ぐらいには、また別途、市民会議のメンバーの方にお集まり頂きまして、実際に計画の事業としてはこういうところに反映されていますよと、そういうご報告をさせて頂く機会を設けたいと考えておりますので、今日のところはまだお許し頂ければと思います。よろしくお願いたします。

## 分科会長

ということでございますので、それは次回というか、次の機会ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。では、あったらお出し頂きたいと思いますが。

ちょっと、私、68ページ、7、8ですが、消費生活のところなのですが、消費者金融の問題とか、カードローンの問題とか、私どもの学生から聞くと、いろいろなお店が若者向けに、本当に気を引くコマーシャルを流してあってあれに乗ってしまうと大変危険なのだという話を聞きます。

それから、現在、大学院の2年生が多重債務の研究をしていて、それに対する相談援助体制をどう組んだらいいかという研究をやっているのですが、やっぱり完納が深刻だということです。聞き取りをしてみると、最初は、こんなにお金を借りてしまっているのかなと思うのだけれども、繰り返していくうちに、もう何の考えもなく、ぱっと借りてしまうというふうなケースが多いのです。達成状況の1のところでも普及啓発事業という、消費生活展開催というふうにあるのですが、どうもこれ分析していると、その家庭そのものが経済的なことに甘い中で育ってきているということもあるのですが、むしろ学生時代にきちっとお金の管理とか、そういうふうなことについて、学ぶことも必要ではないかと思うのです。税については中学生の社会か何かで学んだりしているのですよね。大人にやっても遅いという感じが非常にしますので、今後何かお考え頂ければいいなと思っております。

## 事務局

確かにご指摘のように、私どもも消費者教育につきましては大変課題であると考えております。これにつきましては現在、ライフサイクルに応じた、幼稚園から小学校、中学校、高校生の各学年でそれぞれ、携帯電話の使い方の問題でありますとか、お小遣いの使い方の問題でありますとか、大人になりますと、いとも簡単にお金が借りられるという状況がございますので、そういったものを若いうちから、子どものうちから教育していきたい。そういうことで、現在、国の方でもある程度概要を示

しておりますが、本市としても教育のあり方について現在検討しております。一部、例えば小学校6年生に対しましては、副読本を配布しているとともに消費教育について、総合学習の場をお借りするとか、学校にもご協力頂いてやっておりますが、高校生とか大学生といった部分は、これまで手がつけてこられなかったという部分について、今後消費者教育を検討してまいりたい。

また、多重債務につきましては、ご案内のように本年4月に金融庁が多重債務問題改善プログラムを出しておりますので、私どももそれに応じまして、本年10月1日に消費生活センターに多重債務の専門相談窓口を開設したところでございます。こういったことを市民に強く周知をしながら、さらに多重債務の深刻さ、推計によれば本市内に9,000人ぐらいの多重債務者がいるだろうということでもありますので、市民の安全、安心という観点から力を入れてまいりたいというふうに考えております。

#### 分科会長

ぜひお願いします。

県教委の協力による調査を見ますと、小学生で、携帯電話で月額3万円という例が含まれていたということで新聞に発表されていまして。これは大変深刻だと思いますね。携帯電話の額をめぐって親子のトラブルというのも非常に中学生では多くなっていますし、ぜひお願いしたいと思います。

#### 委員

それから、振り込め詐欺、これだけマスコミとかがやっているのに、相変わらず毎日新聞報道されている。どうしたらいいのでしょうかね。相変わらず、新聞見ると大体一日置きぐらいに載っているのです。なぜでしょうね。

#### 事務局

今、振り込め詐欺のお話がありましたけれども、私ども消費生活センターでもその相談を受けているわけなのですけれども、実際相談員が、振り込め詐欺を今やろうとしている人と相談しているときに、やめなさい、警察に行きなさいといって、その人もわかりましたと言っているのに、見ている前で振り込んでしまうのです。だから、本当にその心理というか、相手方も非常に巧妙なのです。

何人か複数で組んでやっている形ですが、振り込め詐欺とか、多重債務については、ちゃんと助かるのですよということを今PRしているのです。必ず相談してくれば助かるのですよ。いわゆる灰色、グレーゾーン、これについては大丈夫ですので、最高裁の判決もおりていますから、そういった形で今やっているところなのです。振り込め詐欺につきましては、市民に周知徹底して、自分の息子がどうかをよく調べてということで、今啓蒙しているところなのですが、非常にこれは心理的な巧妙なやり方で、せがれとかだちで行ってしまうのですね。そういったところの啓発、今消費生活センター、表参道スクエアもできていますので、そちらで取組んでいるところです。

分科会長

ロールプレイングなんかをたくさんやって、体験しないとわからないかもしれないですね。

いつも私は、新聞報道では被害者の年齢を見るのです。そうすると、結構40代でもひっかかっている、50代前半でもひっかかっていますね。お年寄りもひっかかりやすいだろうと思うのだけれども、若い人が結構いますよね。

事務局

未然防止がやっぱり大事だと思いますので、今力を入れているところです。

分科会長

ほかにいかがでしょうか。

もう一点、すみません。虐待対応が県から市町に移ったわけですが、その辺で何か当面の課題はありますでしょうか。

事務局

確かに虐待問題は、通告先として今後は市町村になるという形になりまして、電話等で通告がされていく。そういった中で、実際に通告があった場合に、市としてすぐに対応するわけですが、市民の方々が、例えば大きい声がするという事になれば、虐待かもしれないという段階でご連絡を頂けるといことで、そういった意味では早く対応できるというような形になっているのかなと思っています。市民の皆さんの虐待に対する社会的な認識というか、そういうものが変わってきたのかなというふうに感じております。

分科会長

第一発見者になるのは病院が一番多いというふうに言われています。裸の姿を見ますのでね。それから、その次はやっぱり幼稚園よりは保育園が多い。これはお昼寝のために着がえをするということで発見しやすい。次は、地域ということになるわけですが、虐待はタイプがあるのと、それから見分け方というのがありますので、当事者になる方たちの定期的な研修体制とか、つまり保育園の職員の方が通告をするというのは身近過ぎて、その後のことを考えると、とても危険が伴いますから、それをどこにつなぐかというふうなネットワークづくりとか、ぜひ事業化するときにお願いしたいなと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

## 委員

102ページの交通安全のところなのですが、これは交通安全に関していろんな講習会とか、PRとかいろいろされているのですが、何か最近特に宇都宮市内での死亡事故発生件数が増えていますね。

## 事務局

ご指摘のように交通事故の死者数もこの1月から10月までに24人の方が亡くなっている、このうち約4割強がお年寄りです。私どもの目標といたしましては、第8交通安全計画を平成18年から5カ年計画で策定しておりまして、死亡者を20人以下にいたしたいということですが、昨年が31人、その前が33人、本年が既に24人。大変危機感を持っております。一人でも交通事故による死亡を減らしたいということで、警察と連携、協力しながら、特にお年寄り等老人クラブでありますとか、そういうところを通じまして交通安全教育に力を入れております。なかなか、現在300、400近い老人クラブがありますが、このうち現在は3分の1程度を実施しておりますけれども、私どもといたしましては周知計画を進めまして、周知を徹底してまいりたい。

あわせて、若者の交通事故につきましても、大変ネックになっておりまして、現在も、周知、広報しているのですけれども、何とか自分の身を守る、あるいは加害者にならないように、そういう啓発をしていきたい。警察とも日々連携をしながら、一件でも交通事故を減らしていきたいということで全力をあげてやっております。

## 分科会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特別ございませんようでしたら、次に進みたいと思います。

それでは、(2)の社会背景・環境、今後の見通し等についてを議題といたします。

私どものこの分科会の事項、今後の取り組みの方向を探る上では、適切であるのか、そういったことも踏まえた重点課題として、とらえ方が適切であるか、そういうふうな観点からご審議いただきたいと思っております。

まず、事務局からお願いいたします。

## 事務局

それでは、資料の1をごらん頂きたいと思っております。社会背景・環境、今後の見通し及び重点課題についてご説明いたします。

私どもの部会では、これまで「健康・福祉・安心分野」において重視すべき社会背景や環境、今後の見通しなどについて環境分析を行ってまいりました。これを踏まえまして、これからご説明いたし

まず分野における重点課題を検討しております。

まず、1の「保健・医療サービスに関すること」についてでございますが、「環境分析1」につきましては、「健康づくり」をキーワードといたしまして、次の2つに整理しております。

1つ目でございますが、基本健康診査の結果から、メタボリックシンドローム対策が不十分であること。

2つ目でございますが、市内各地で健康づくり実践活動が活発に行われている一方、地域間で健康づくり推進員の養成数の偏りや意識の違いが見られるというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「地域主体の健康づくり活動、食育、疾病予防対策など健康づくりの推進を図り、市民が自分の健康を自分で守れるようになること、また、地域医療体制の充実や国民健康保険事業の充実を図り、地域の多様な医療ニーズに対応し、市民が良質な医療サービスを受けられるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析2」につきましては、「地域医療体制」をキーワードとするものですが、環境分析の結果といたしまして、医療サービスに対する住民ニーズが高く、夜間休日救急診療所などにより365日医療が受けられる体制が整備されているが、医療資源の不足から救急医療体制の維持が厳しい状況にあると整理しております。

このような環境分析を踏まえまして、「医療機能の分化・連携の推進などにより、地域医療体制の充実を図り、地域の多様な医療ニーズに対応すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析3」に移りますが、「国民健康保険事業」をキーワードとするものですが、環境分析の結果、主なものといたしまして、医療制度改革が実施される中で、医療機関受診者数が年々増加し、保険給付費が増加している状況にあると整理しております。

このような環境分析を踏まえまして、「国民健康保険財政の健全化などにより、国民健康保険事業の充実を図り、将来にわたって被保険者が良質な医療サービスを十分に受けられるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

続きまして、2の「都市の福祉基盤に関すること」についてでございますが、「環境分析1」につきましては、「福祉活動」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、市において市民と協働のまちづくりを推進している中、市民の地域福祉活動への参加意欲は高いものの、ボランティアの登録者数が中核市の中では少ないということでございます。このような環境分析を踏まえまして、「地域の社会資源との連携や支援などにより、市民の福祉活動への参画促進を図り、地域の福祉力を向上すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析2」につきましては、「保健・福祉の総合化」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、市内4拠点に保健と福祉の総合相談窓口を整備し、地域保健福祉サービスを展開して、相談件数も年々増加しておりますが、さらなるサービス向上が求められているということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「サービスの提供体制の整備などにより、保健・福祉サービスの総合化を図り、市民の福祉ニーズに迅速、かつ、きめ細やかに対応すること」を重点課題としてとらえたところでございます。

次に、「環境分析3」につきましては、「バリアフリー」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、「通称ハートビル法」や「通称交通バリアフリー法」等が制定される中で、市民の生活環境のモビリティ考慮した効果的なバリアフリー化や「思いやりの心」の醸成が十分に進んでいないということでございます。このような環境分析を踏まえまして、「広報啓発活動の推進等による『心のバリアフリーの推進』及び『公共的施設のバリアフリー化』などによる社会基盤の強化を図り、市民の誰もが障壁を感じることなく、安心して暮らせるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析4」につきましては、「社会福祉施設」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、施設サービスを行う基盤整備が進んでいる中、対象施設が多いため十分な監査指導ができないことや、規制緩和による新規参入業者の増大や過当競争により、サービス水準が十分でない福祉施設が出てくるおそれがあるということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「社会福祉法人・施設等への指導監査の充実、福祉施設の適正配置などにより、社会福祉施設の充実を図り、市民が福祉施設において、ニーズに応じた質の高いサービスを利用できるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析5」につきましては、「保健・福祉の基盤整備」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものといたしまして、地域の民生委員、自治会、福祉協力員等による見守り活動が開始されている中、自立が見込めないひとり暮らし高齢者や生活困窮者等の増加により、地域における共同体意識の低下や福祉基盤の弱体化が懸念されているということでございます。

このような環境分析を加えまして、「保健・福祉サービスの充実と質の向上、地域福祉体制の充実などにより、保健・福祉サービスの基盤・支援機能の充実を図り、高齢者・障がい者の生活困窮者が必要な保健・福祉サービスや支援を受け、自立できるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

続きまして、3の「高齢者に関すること」についてでございますが、「環境分析1」につきましては、「高齢者の自立促進」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、現計画の「保健・医療サービス」については、市民の満足度が高く、各種サービスの実績は順調に伸びていることから、市民ニーズに対応した適切なサービスを提供していると言えます。

このような環境分析を踏まえまして、「介護予防対策の充実により、健康の維持と自立促進を図り、高齢者が健康で自立した生活を少しでも長く送れるようにすること」を重点課題としてとらえたところでございます。

次に、「環境分析2」につきましては、「高齢者の生きがいづくりの充実」をキーワードとしてお

ります。環境分析の結果、主なものでございますが、法律の一部改正により、「シルバー人材センター」が一般労働者派遣事業に参入できるようになりまして、高齢者の就労機会の拡大が期待できる中で、高齢者人口に占める就業率は低下してきております。

このような環境分析を踏まえまして、「生きがい活動のための環境整備や就労の場の確保などにより、高齢者の生きがいづくりの充実を図り、一人ひとりが尊厳をもち、生涯にわたって、元気に生き生きと生活できるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析3」につきましては、「介護保険事業の充実」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、介護を受ける場合は、「施設」よりも「自宅」を望む高齢者の割合が多い中で、「地域の問題は地域で対応しよう」とする住民意識が高まってきている状況にあります。

このような環境分析を踏まえまして、「介護サービスの質の向上や地域における提供基盤の整備促進などにより、介護保険事業の充実を図り、高齢者が充実した介護サービスを受けられるようにすること」、これを重点課題としてとらえたところであります。

続きまして、4の「障がい者に関すること」についてでございますが、「環境分析1」につきましては、「障がい者の社会的自立」をキーワードとしております。これは2つに整理しておりますが、1つ目でございますが、障害者自立支援法の施行によりまして、障がい者の就労支援が強化された一方、雇用に対する理解の促進などにより、就労を支援するための取り組みが求められているということでございます。

2つ目でございますが、サービス体系の再編等によりまして福祉サービスが多様化する一方で、社会資源や福祉サービスに結びつけるための体制が求められているということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「就労支援の充実や、相談体制の充実によりまして、社会活動の促進を図り、障がい者が社会的に自立し生き生きと生活できるようにすること」を重点課題としてとらえたところでございます。

続きまして、「環境分析2」についてでございますが、「障がい者の生活の充実」をキーワードといたしております。1点目は、円滑に地域での生活へ移行できる体制が求められている一方で、地域の生活を希望する障がい者が、居住の場を得て、サービスを受けながら生活を送れるような取り組みが求められているということでございます。

2点目でございますが、子ども発達センターが事業を4月から開始した一方で、総合的で一貫性のある療育を提供していくための関係機関との連携体制の充実が求められているということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「地域生活への移行の促進、居住の場や通所施設の充実、療育体制の充実などによりまして、生活支援などの充実を図り、障がい者が安心して生活を送れるようにすること」を重点課題としてとらえているところでございます。

続きまして、5の「児童福祉に関すること」についてでございますが、「環境分析1」につきまし

では、「児童健全育成」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、異年齢の交流機会が減少しており、子どもの健全育成が懸念される状況がある中、本市におきましては、地域における児童健全育成の拠点施設であります子どもの家などの施設が配置されているというものでございます。

2つ目でございますが、少子化対策としての児童健全育成事業の重要性が高まっている状況の中、子どもが自主的に活動できる場が求められているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「児童療育環境の充実、児童の自主的・主体的活動の促進、地域での相談体制の充実などにより、児童健全育成環境の充実を図り、児童が健やかに育つことができるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

「環境分析2」につきましては、「子育て支援」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、子育てを取り巻く社会環境の変化に伴い、子育て支援に対する市民ニーズが多様化している中、本市におきましては、保育園、幼稚園などの保育サービスを提供する施設がバランスよく配置されているというものでございます。

2つ目でございますが、子育てに負担や不安を感じている親が増加している中、市民ニーズに対応した相談体制が不十分であるというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「保育サービスの充実など、子育て支援の充実を図り、すべての子育て家庭が安心して子育てができるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

「環境分析3」につきましては、「児童虐待」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、児童虐待の未然防止・早期発見等への積極的な取り組みが求められる中、本市におきましては、子どもの人権を尊重する意識が高いとは言えない状況にあるというものでございます。

2つ目でございますが、児童虐待の件数が増加している状況の中、本市におきましては、市民活動や地域活動に参加する人が増えている状況にあるというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「啓発活動、地域ネットワークの活用、関係機関との連携などにより、子どもへの虐待防止対策の強化を図り、子どもの人権侵害を防止すること」を重点課題としてとらえたところであります。

「環境分析4」につきましては、「ひとり親家庭」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、離婚件数が増加傾向にある中、母子家庭におきましては、職業経験の不足などの制約から雇用・就業の機会が少ない状況であるというものでございます。

2つ目でございますが、ひとり親家庭の就業機会が求められている中、行政の雇用支援体制や地域の生活支援体制が整備されているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「自立支援・就業支援策の充実などにより、ひとり親家庭等

への支援を行い、ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を営むことができるようにすること」を重点課題としてとらえたところでございます。

続きまして、6の「日常生活の安心感を高めること」についてでございますが、「環境分析1」につきましては、「交通安全」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものとして、市民協働で交通安全教育が推進される中、高齢者や若年ドライバーによる交通事故が増加傾向にあるというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「交通安全教育の充実などにより、交通安全意識の向上を図り、市民が交通事故に遭わない、起こさないという行動をとるようになるとともに、歩道や交通安全施設の整備、放置自転車対策などにより、道路交通環境の向上を図り、安全で安心して利用できる道路環境を確保すること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析2」につきましては、「危機管理」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものでございますが、災害に対する行政の迅速かつ的確な対応が求められている中、本市の危機管理体制が十分ではないというものでございます。また、防災市民ネットワークを整備するための取り組みが始まりつつある中で、市民の災害に対する関心が薄く、また自主防災会の活動も地域差があり、十分ではないというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「災害意識を普及・高揚するとともに地域の災害体制の向上を図る、また、情報伝達体制の整備、建築物の耐震化、密集市街地の基盤整備などにより、市の危機管理体制の強化を図り、災害対応能力を高めること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析3」につきましては、「消防・救急救助」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、消防力や救急救助体制の強化が求められている中で、施設や装備等のハード面は整備されているが、専任救助隊員などソフト面は不十分であるというものでございます。

2つ目でございますが、テロなどの新たな危機の発生が懸念される中、消防応援体制が整備されるとともに、救命処置の充実が図られているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「消防力・救急救助体制の強化を図り、迅速かつ的確な消防活動を行うとともに、救命効果を高めること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析4」につきましては、「防犯活動」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものの1つ目でございますが、市民の防犯に対する意識が高まってきている中で、パトロール活動など地域住民による自主的な防犯活動が行われているというものでございます。

2つ目といたしましては、現在、防犯活動を行っている市民、団体が個々に活動していることから、効果的かつ継続的な活動を確保する方策が確立されていないというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「防犯に関する情報の提供や自主的な防犯活動の支援など、地域防犯活動を促進し、市民が自主的な防犯活動に継続的に取り組むようになるとともに、地域の危

険箇所を改善することにより、犯罪の起きにくい、起こしにくい環境をつくること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析5」につきましては、「消費生活」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものといたしましては、消費者の自立のための基盤整備が進められる中で、本市では、条例改正により自立支援を明文化し、専門知識を有する相談員等を確保しているというものでございます。また、食品の偽装表示や振り込め詐欺などの新聞報道により、市民の消費生活に対する関心が高まっているが、本市の取り組みは、消費生活のトラブルの対応に追われ、被害未然防止については啓発・情報提供にとどまっているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「消費者の自立支援、消費者被害の未然防止・救済などにより、消費生活の向上を図り、市民が安全で安心な消費生活を送れるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析6」につきましては、「健康危機」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものといたしまして、NBCテロや大規模災害など従来の公衆衛生分野を横断するような新たな健康危機の発生が懸念されており、公衆衛生の専門職員が複数配置されている保健所を地域の健康危機管理対策の核とする体制の強化が求められているというものでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「対応能力の向上、関係機関との連携強化などにより、健康危機管理対策の強化を図り、市民の生命や健康を脅かす健康危機から市民を守ること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析7」につきましては、「食品安全」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものといたしまして、消費者の食に対する安全意識の高揚や、食品関連企業における安全性重視、危機管理意識の高まりが見られる中で、感染症の発生や食中毒の多様化・複雑化に対応できる営業者の自主衛生管理の徹底を維持させるため、関係施設への継続的な衛生監視指導が必要であるということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「食品衛生指導の充実、情報提供などにより、食品の安全性の向上を図り、安全な食生活を送れるようにすること」を重点課題としてとらえたところであります。

次に、「環境分析8」につきましては、「生活衛生」をキーワードとしております。環境分析の結果、主なものといたしまして、レジオネラ症の集団発生、死亡事例が他県で起きている中で、営業者の自主的な衛生管理の徹底を維持させるため、関係施設への継続的な衛生監視指導が必要であるということでございます。

このような環境分析を踏まえまして、「生活衛生関連施設の衛生水準の向上や、霊園、斎場の整備などにより、衛生施設の機能等の充実を図り、快適で衛生的な生活を確保すること」を重点課題としてとらえたところであります。

以上で、「社会背景・環境、今後の見通し及び重点課題について」の説明を終わります。よろしく

ご審議のほどお願いいたします。

分科会長

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきました事柄をもとに、皆様からご意見等をちょうだいしたいと思います。

ボランティアの登録者というのは、中核市ではやっぱり少ないのですか。

事務局

昨年調べたところでは、参加したいという意欲はあるのですけれども、登録自体は余り上位の方ではない状況です。

委員

登録者数というのは、社協かサポセンのものですか。その2つをおっしゃっているのですか、今。少ないというふうに思ったのですが、どこの数字ですか。

事務局

社協ですね。

委員

サポートセンターは入っていないのでしょうか。。

事務局

サポートセンターは入っておりません。

委員

これは少な過ぎるのではないかと思います。少ないというのは、決して私はそうは思っていないのですけれども。社協だけだと福祉関係だけになってしまうでしょう。今回は福祉ですからいいのですけれども、ほかでも結構ありますので。いろいろな団体が入っていると思いますし。

分科会長

このデータは市社協に登録している人ということなのですね。

事務局

実際には社協といますか、ボランティア協会がごございます。

それに登録しておりますので、ボランティア協会の登録者数は比較的、他市に比べると少ない。

分科会長

市社協が余り市民に知られていないということなのですか。

委員

東図書館のところにある市民活動サポートセンターですか、あちらのほうは非常に周知いただいているようです。

委員

あそこはいろいろなボランティアセンターに入ってくるから。社協はあくまで福祉関係。だから、ちょっとなかなか目立たない。

分科会長

東のサポセンという何か機関誌が、私ども大学の教員のメールアドレスがあるのですけれども、そこへばあっと入ってくるのです。それを見ると、福祉だけではないですけれども、福祉のものが結構多いのです。これは歴史的なというか、伝統的なものがあるって、社協というのがどうも行政の一部と思われてきた歴史があるのです。

だから、それを背負っていくというか、そういう部分があって、なかなか市民活動とか、「民」という認識が難しいのかもしれないですけれども、その辺で情報がもう少し流れるといいなど。

委員

社協を「民」と思うというのちょっと無理があるような気がしますね。そう思いませんか。

分科会長

運営上のいろいろな問題からすると。でも、本当は「民」ですよ。

委員

わかるけれども、バックがあるでしょう。

#### 分科会長

でも、その意識をやっぱり確立していかないと、市民活動に広がりが出てこない。これは県社協がものすごく苦勞した部分ですから、どこの社協もそれはみんな苦勞している問題で、宇都宮市だけではないですけども、その辺はやっぱりクリアすべき課題かなという感じですね。こういうところから。

#### 事務局

いずれにしても、ちょっと社協のボランティアセンターが市民活動サポートセンターより先なのですね。そして、社協が先なので、市民活動サポートセンターができたときに、やはり社協のほうには、こちらにも登録してくださいとお願いしたのです。ただ、一方通行な感じですね。だから、市民活動サポートセンターのほうに福祉関係の登録している人が社協のほうには登録していないというのものもあるかもしれないですね。

#### 委員

あるでしょうね。私は、サポセンには最初からかかわっているのですが、サポセンというのは、登録グループが一つもないので、社協から全部持ってきてしまったのです。あれも変なやり方というかね。だけれども、現在は少なくともサポートセンターのほうが団体登録数は多いです。福祉から、子育てから、国際から、環境から、全部入っていますから。

#### 分科会長

どうしても財政的なこととか何かの関係で社協が純粋に市民の拠点になりにくいという制約はあるのですけれども、その辺は課題とするということで、ぜひ。

ほかにいかがでしょうか。

#### 委員

1 ページ目、医療の関係ですか、環境分析2の中での医療機関及び医師の不足ということに関しては、ここの分析は「救急医療体制の維持」というところに話が集中しているような感じがするのですが、全国的な例としても今騒がれているのは、栃木県もそうであろうと思うのですが、特に産婦人科医ですか、それから小児科医の医療機関及び医師の不足というのが根本的にこれから大きな課題になってくるのではないかなと思いますので、その辺のところを少し入れて環境分析を行ったほうがよろしいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

#### 事務局

中核市としてできる領域なのですね。どちらかというと、県が病院の指定とか医師の確保を決めて、

全体的に動きますので、なかなか医師の確保、小児科医とか産科医の確保についての市としての積極的な施策として打ち出すことが難しく、重点課題として位置づけできるという状況ではないのです。

ですから、領域としては救急医療は市の方でできる部分になっていますので、ここを重点事業にしています。委員さんのおっしゃる、市としてできる範囲のことはやるというようなことで、どういう形で計画の中に織り込めるかどうか、ちょっとわからないですけれども、配慮はしていきたいなというふうに考えております。

#### 委員

宇都宮市だけだと無理だと思います。救急について宇都宮では一応24時間の救急体制はできていますけれども、それだって大変なことで、今、小児科医の輪番など、一步間違えば破産寸前で、例えば宇都宮の済生会がありますけれども、1次救急、2次救急、うまくいっていますが、3次が問題。県北のほうから救急を済生会に連れてきて、そうしますと今度、次が入らない。そういう問題で、3次救急をどうするか。これは宇都宮だけでは片がつかない問題で、全県下的なことです。

もちろんその根本は市場原理主義というか、こういう医療政策、イギリスではないけれども、フリーマンの市場原理主義、そういうものがあります。全国的な問題で、宇都宮市はまだいい方ですね。県のほかの地区に行くと、医師不足が社会問題化しています。

#### 委員

医師の数というのは、全体的に不足しているのですか。

#### 委員

少ないと思います。最近、女性が3割とか増えていますけれども、例えば結婚、出産してリタイアしますが、一度リタイアするとなかなか復職は難しく、復職後も決してスムーズに行くわけではなく、難しい問題だと。

婦人科ですが、済生会とか基幹病院にありますけれども、婦人科医の先生方とお話することが多いのだけれども、お産のできる場所は、今、宇都宮市では済生会入れて10件切っただけです。お産がしにくいといえますね。やはり医療費抑制のこともあるし、あと一つは裁判が多いのです。

#### 分科会長

訴訟の問題がね。

#### 委員

内容で、経過が悪ければみんな訴えられるから、そういうところへみんな行きたがらない。あと一

つは新臨床研修医制度、いい面もあるのですけれども、一応卒業後2年間、婦人科とか産科とか、みんな一通り回るわけです。回っている間に、この科はどうだということを見るわけです。2年間回っている間に、行かないというのは小児科や産科医ですね。産科医の場合は年中無休ですので、当直がすごいから行かないのです。小児科と産科と救急は行かないという声をよく聞きます。

分科会長

福島県立医科大学で産科婦人科医が訴えられて、あれはもう学会で大分、おかしい裁判だということで、それなども大きな一つのきっかけであると思います。

委員

せっかく一生懸命やっているのに訴えられて、結局そうなる、みんなやめたということになってしまって、悪循環ですね。

分科会長

宇都宮市は救急診療所があつて、結構あそこも患者さん多いようですし、あそこを充実していただいで。

委員

本当に宇都宮市民、医療圏の方が8割で、あとは塩谷とか、鹿沼、日光、芳賀など。一度芳賀日赤が問題になって、よく言うのは何かあったら宇都宮市の救急病院へ行けと、そういうことがあるので大変なのです。いろいろ宇都宮だけの問題ではなくなってきました、広域的に考えないと、これはやはり1次救急の患者搬送のこととか、全体のバランスなどを、解決しなければならない。

分科会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

時間も大分経過してまいりましたけれども。

それでは、私、2ページの環境分析3ですけれども、心のバリアフリー、これはスローガンでよく使われるのですけれども、実はバリアフリーの中で最も難しいのが心のバリアフリーですね。制度とか施策とか設備とか、ハード面というのは、その気になればできるのですが、このソフトである心のバリアフリーというのは最後まで残ると言われるものなのです。ですから、どういう方法が着実にバリアフリー化につながっていくのかということをご検討頂きたいと思います。息の長い仕事になると思います。文化に関するバリアであるとか、情報に関するバリア、そして意識、そういったあた

りがどうしても最後まで残ってしまう。個々人の問題ですので、よろしくお願いします。

#### 委員

これに関して私は、幼稚園、保育園、そういう小さいときからの教育の一環として取り込むことも必要なのかなという気がしているのです。

#### 分科会長

幼稚園、保育園は、割合と子どもとともに障がい児保育をやったというのがあるのです。例えば、大学生に調査してみるとおもしろいのですけれども、幼稚園、保育園のときに障がいのある子が一緒に同じクラスにいましたかと聞くと、いなかったというのです。家族の人に聞いてすると、いたというのです。つまり、子どもは障がいのある子だと思っていない。一人の子どもだと思っているのです。ところが、年齢上がっていくと、あの子、足が悪いとか、あの子、うまくしゃべれないというふうになっていくので、むしろ上のところになってくるのです。つまり、幼稚園、保育園の年齢って入り口は余り変わらない。小学校、中学校、高校と入り口違って、また社会に出ると一緒になるという、この部分ですね。これは総合的学習なんかで随分取り組んだりしているわけですが、そういったところとうまくリンクしていくなど、先ほどの消費者教育ではないですが、そういうことも大きいと思います。

#### 委員

障がい者のバリアフリーにしても、多文化共生、外国人の問題にしても、小さいうちから植えつけていく。大人ではなかなか。小さいときから教育するようなことを取り組んで頂ければ、我々市民としては非常にありがたいなという気がしますね。

#### 分科会長

ほかにいかがでしょうか。

#### 委員

それから、3ページ、環境分析5なのでありますが、一番下の地域における共同体意識の低下や福祉基盤の弱体化が懸念されているとあります。

今の市長も自治会の加入率を上げようとしているようですが、では具体的にどうすればいいのというと、なかなかいい案がない。後から出ますけれども、いわゆる安全、安心のまちといいますが、共同体意識が生まれなければ、例えば地震が起きたとき、隣のうちにおじいさんがいるか、おばあさんがいるか、だれがいるかわからなければ助けに行けないでしょう。だから、個人情

報は大切だけれども、やっぱり最低限地元は知っておかないと。個人情報保護は大切だけれども、実際にお互いに協働して助け合うためには、お互いのことを知らなければ助けられないですよ。その辺をどうしていくのか。いわゆる行政と市民が協働してどうしていったらいいのか。

分科会長

この問題は、例えば障がい者に関することで、これは環境分析2になるでしょうか。関係機関との連携体制の充実ということで、例えば行政だと健診の問題、それから今度は障がい児保育の問題になってきますと、幼稚園の教育委員会と児童福祉課の保育園の問題、そして今度は小学校以降になるとまた教育委員会ということで、最初の母子保健の健康増進課からずっとつなげられなくなってしまうという個人情報問題があります。個人情報に関してはいろんなところであるのですが、多分その人を生かすための方策としてどう考えられるのかというふうな、これは個人情報保護法はあちこちで問題になっていますから、当然行政もその課題を考えていらっしゃると思うので、そこでご検討頂くということだと思います。保護法そのものの問題をここで議論しても始まりませんので、行政としてクリアできる方策はどういうところかということでご検討頂くということによろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

委員

個人情報、反対する人もいるけれども、最終的にこれからの時代ですとコンピューターの時代ですから、最低限の男女の別とか、これは全部コンピューターに入れてやらないと、税金の問題にしても、それからこういう医療の健康保険とか、年金とか、こういうことを全部一括管理するということを取りこぼしなくやるには、最低限度の個人情報は行政の方に出してもらわないと管理できないでしょうからね。

分科会長

健診の結果をやっぱり生かしていくというのは本当に大きなことなのですよ、障がいに関して言うと。そこが個人情報保護法がネックになっているけれども、ご検討いただいて。

委員

個人情報で、個人名とか生年月日、男女の区別は全部行政、登録してあるのですからね。完全につかんでいる、100%。それを出すか、出さないかがこれが一番大事、難しいところですね。

分科会長

ほかにいかがでしょうか。

宇都宮市は障がい者の法定雇用率はどのくらいなのですか。

事務局

ことしの4月で、2.24%。市の障がい者です。

委員

それは市役所ですよ。2.24の中身を後で。例えば障がい者でもいろいろありますよね。

事務局

市役所の職員は身体障がい者の方です。

分科会長

栃木市が知的障がいの方を雇用して大分ニュースになりましたけれども、今後そういう方向性というのはどうですか。

事務局

やはり障がい者の方の就労支援というのは強化しなければいけないということで、各自治体も知的障がい者の方を試験的に雇用していくとか、そういう方向の自治体が増えてきておりますので、市としても何らかの方策があるのか、今後検討していかなければならないということで課題としてとらえております。

分科会長

福田知事さんにお会いしたときに、養護学校、特別支援学校が、知的障がいのお子さんの実習を引き受け、マッチングをしながら試験的に雇用につなげていきたいというふうなお話を昨年12月でしたか、おっしゃっていたので、ぜひその辺も検討頂ければいいなど。

ほかにいかがでしょうか。災害関係等ありましたけれども。

委員

7ページ、一番上、テロなどの新たな危機の発生が懸念されるとありますが、テロというのは何を想定しているのか、市としては。

事務局

サリンあるいは爆弾の持込、それから炭疽菌等、そういったものが考えられます。

## 分科会長

一般的に、テロに関しては、むしろ大都市をねらうよりは地方都市をとということがある得るのではないかという指摘もありました。それから、宇都宮市内にある施設設備の関係で拠点になりかねないというふうなことも言われたりしますね。

ほかにいかがでしょうか。それでは、この件に関してはよろしいでしょうか。

それでは、次に（３）の取り組みの方向・目標等についてお願いします。

## 事務局

取組の方向・目標等について、資料２をごらんください。先ほどの議題でご説明いたしました社会背景・環境、今後の見通し等を踏まえまして、重点的な課題に対応するための取り組みの方向や目標、そして目標に近づくため、今後、重点的に行っていくべき取り組みについて検討いたしました。

まず、１の「保健・医療サービスの質を高める」についてのうち、（１）の「取組の方向等について」でございますが、先ほどの議題でご説明いたしました重点課題に対応し、次の３つに整理しております。

まず、「重点課題１」に対応する「取組の方向」としまして、「健康づくりの推進」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」といたしまして、「市民が自分の健康を自分で守るため、主体的に健康づくりに取り組んでいます」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「地域における健康づくりの推進」，「疾病予防対策の推進」，「保健医療サービスの推進」，以上の３つを重点的な取り組みとしまして、「健康づくりの推進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題２」に対応する「取組の方向」としまして、「地域医療体制の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「医療機能の分化と連携の推進」，「質の高い医療従事者の安定的確保の推進」，「医療機関の適正利用の促進」，以上の３つを重点的な取り組みといたしまして、「地域医療体制の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題３」に対応する「取組の方向」としまして、「国民健康保険の医療費適正化の推進」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「被保険者が良質な医療サービスを適切に受けられています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「特定健康診査の推進」を重点的な取り組みとしまして、「国民健康保険の医療費適正化の推進」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の「重点的な事業」についてでございますが、ただいまご説明しました「保健・医療サービスの質を高める」という分野における代表的な事業としまして、「メタボリック・シンド

ルーム予防対策」を初めとし、3つほど参考までに記載させて頂いております。

「保健・医療サービスの質を高める」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして、2の「都市の福祉力を高める」についてのうち、(1)の「取組の方向等について」でございますが、先ほどの議題でご説明しました重点課題に対応し、次の5つに整理しております。

まず、「重点課題1」に対応する「取組の方向」としまして、「市民の福祉活動への参画促進」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が、地域の福祉活動に参画しています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「福祉活動を担う人材の育成」、「福祉活動の促進に向けた仕組みづくり」、以上の2つを重点的な取り組みとしまして、「市民の福祉活動への参画促進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題2」に対応する「取組の方向」としまして、「保健・福祉サービス体制の総合化」、この「体制」を削除して頂きたいと思っております。恐れ入ります。「保健・福祉サービスの総合化の推進」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が必要とするさまざまな保健・福祉サービスが的確に提供されています」という施策目標の設定をいたしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「福祉サービスの相談・支援体制の充実」と「保健・福祉サービスの情報提供の充実」、以上の2つを重点的な取り組みとしまして、「保健・福祉サービスの総合化の推進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題3」に対応する「取組の方向」といたしまして、「バリアフリーの推進」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民の誰もが障壁を感じることなく、安心して暮らしています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「こころのバリアフリーの推進」、「公共的空間のバリアフリーの推進」、以上の2つを重点的な取り組みとしまして、「バリアフリーの推進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題4」に対応する「取組の方向」としまして、「社会福祉施設の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が福祉施設において、ニーズに応じた質の高いサービスを利用しています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「社会福祉施設の適正配置」、「社会福祉法人・施設のサービスの質の向上」、以上の2つを重点的な取組としまして、「社会福祉施設の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題5」に対応する「取組の方向」としまして、「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「高齢者・障がい者や生活困窮者が住み慣れた地域で自立した生活を送っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「福祉サービス基盤の充実」，「地域における保健・福祉体制の充実」，以上の2つを重点的な取り組みとしまして，「保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして，（2）の「重点的な事業」についてでございますが，ただいまご説明しました「都市の福祉力を高める」という分野における代表的な事業としまして，「こころのバリアフリーの推進」を初め4つほど，ご参考までに記載させて頂いております。

「都市の福祉力を高める」という目標に向け，こうした事業を初め，施策目標の達成を図るための具体的な事業を位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして，3の「高齢期の生活の充実に関すること」についてのうち，（1）の「取組の方向等について」でございますが，先ほどの議題でご説明しました重点課題に対応し，次の3つに整理しております。

まず，「重点課題1」に対応する「取組の方向」としまして，「高齢者の自立促進」を「施策」に位置づけ，その「めざす状態」としまして，「高齢者が健康で自立した生活を送っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらに，そのための「取組」でございますが，「介護予防対策の充実」，「認知症高齢者対策の推進」，この2つを重点的な取り組みとしまして，「高齢者の自立促進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に，「重点課題2」に対応する「取組の方向」としまして，「高齢者の生きがいがづくりの充実」を「施策」に位置づけ，その「めざす状態」としまして，「高齢者一人ひとりが尊厳をもち，元気に生き生きと生活しています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには，これに向けた「取組」でございますが，「社会との交流促進」，「社会参画のしくみづくり」の2つを重点的な取り組みとしまして，「高齢者の生きがいがづくりの充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に，「重点課題3」に対応する「取組の方向」としまして，「介護保険事業の充実」を「施策」に位置づけ，その「めざす状態」としまして，「高齢者が積極的に介護予防に取り組むとともに充実した介護サービスを利用しています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには，これに向けた「取組」でございますが，「介護保険サービス内容の充実」，「介護保険サービス供給体制の強化」の2つを重点的な取り組みといたしまして，「介護保険事業の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして，（2）の「重点的な事業」についてでございますが，ただいまご説明しました「高齢期の生活の充実に関すること」という分野における代表的な事業といたしまして，「介護予防の推進」を初めとし，2つほどご参考までに記載させて頂いております。

「高齢期の生活を充実する」という目標に向け，こうした事業を初め，施策目標の達成を図るため

の具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして、8ページをごらん頂きたいと思います。4の「障がいのある人の生活を充実する」についてのうち、(1)の「取組の方向等について」でございますけれども、まず「重点課題1」に対応します「取組の方向」としまして、「障がい者の社会的自立の促進」を「施策」に位置づけてまして、「めざす状態」としまして、「障がい者が社会的に自立し、生き生きと生活しています」という施策目標を設定したいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「就労支援の充実」、「相談体制の充実」、「社会参加の促進」の3つの重点的な取り組みとしまして、「障がい者の社会的自立の促進」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題2」に対応します「取組の方向」としまして、「障がい者の生活支援の充実」を「施策」に位置づけてまして、「めざす状態」としまして「障がい者が地域において、安心して生活を送っています」という施策目標を設定したいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「地域生活への移行の促進」、「日中活動の場の充実」、「療育体制の充実」の3つの重点的な取り組みとしまして、「障がい者の生活支援の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の「重点的な事業」についてでございますが、ただいまご説明しました「障がいのある人の生活を充実する」という分野における代表的な事業としまして、「就労支援の充実」を始めとしまして、4つほど参考までに記載させて頂いております。

「障がいのある人の生活を充実する」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをお開き頂きたいと思います。5の「愛情豊かに子どもたちを育む」についてのうち、(1)の「取組の方向等について」でございますが、先ほどの議題でご説明いたしました重点課題に対応し、次の4つに整理しております。

まず、「重点課題1」に対応する「取組の方向」としまして、「児童健全育成環境の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、健やかに育っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらに、これに向けた「取組」でございますが、「子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進」、「地域における子育て・子育てを支援する環境づくり」、「体験の機会を広げる教育環境の充実」、以上の3つを重点的な取り組みとしまして、「児童健全育成環境の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題2」に対応する「取組の方向」としまして、「子育て支援の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組んでいます」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらに、これに向けた「取組」でございますが、「子育て・子育て支援施設の整備促進」，「多様な保育サービスの充実」，「地域における子育て・子育て支援の充実」，以上の3つを重点的な取り組みとしまして「子育て支援の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題3」に対応する「取組の方向」としまして、「子どもの虐待防止対策の強化」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「子どもの人権が尊重され、すべての子どもたちが幸せに暮らしています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「子どもの権利を尊重する環境づくり」，「児童虐待防止に対する総合的な支援の充実」，以上の2つを重点的な取り組みとしまして、「子どもの虐待防止対策の強化」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題4」に対応する「取組の方向」としまして、「ひとり親家庭等への支援」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

さらには、これに向けた「取組」でございますが、「就業・自立支援の充実」，「子育て環境の充実」，「情報提供・相談と相互扶助による支援の充実」，以上の3点を重点的な取り組みとしまして、「ひとり親家庭等への支援」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の「重点的な事業」についてであります。ただいまご説明しました「愛情豊かに子どもたちを育む」という分野における代表的な事業としまして、「宮っ子ステーション事業の推進」を初めとして3つほど、ご参考までに記載させて頂いております。「愛情豊かに子どもたちを育む」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

次に、12ページ、6の「日常生活の安心感を高める」についてのうち、(1)の「取組の方向等について」でございます。

「重点課題1」に対応する「取組の方向」としまして、「交通安全対策の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「交通安全施設環境の整備」など2つを重点的な取り組みとしまして、「交通安全対策の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題2」に対応する「取組の方向」としまして、「危機管理体制・危機対応能力の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「災害の被害を最小限に抑えるための体制が整うとともに、市民一人ひとりの災害への対応能力が高まっています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「市の危機管理体制の強化」など3つを重点的な取り組みとしまして、「危機管理体制・危機対応能力の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題3」に対応する「取組の方向」としまして、「消防力・救急救助体制の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「災害による被害を最小限に抑えるとともに、救命効果を高めるための、迅速・的確な消防、救急、救助体制が整っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「消防本部・消防署の強化」など3つを重点的な取り組みとしまして、「消防力・救急救助体制の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題4」に対応する「取組の方向」としまして、「防犯対策の充実」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が犯罪の起きにくい地域社会で安心して暮らしています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「市民の防犯意識の高揚」など3つを重点的な取り組みとしまして、「防犯対策の充実」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題5」に対応する「取組の方向」としまして、「消費生活の向上」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が安全で安心な消費生活を送っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「消費者の自立支援」など2つを重点的な取り組みとしまして、「消費生活の向上」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題6」に対応する「取組の方向」としまして、「健康危機管理対策の強化」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民の生命や健康を脅かす健康危機に対応できる環境が整っています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「健康危機への対応能力の向上」など、3つを重点的な取り組みとしまして、「健康危機管理対策の強化」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題7」に対応する「取組の方向」としまして、「食品の安全性の向上」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「市民が、安全な食生活を送っています」という施策目標に設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「食品関係施設等の監視及び検査体制の充実」など3つを重点的な取り組みとしまして、「食品の安全性の向上」に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「重点課題8」に対応する「取組の方向」としまして、「生活衛生環境の向上」を「施策」に位置づけ、その「めざす状態」としまして、「衛生水準が向上し、快適で衛生的な生活環境が形成されています」という施策目標の設定をしたいと考えております。

これに向けた「取組」でございますが、「生活衛生関係施設等の監視指導体制の充実」など3つを重点的な取り組みとしまして、「生活衛生環境の向上」に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の「重点的な事業」についてであります。ただいまご説明しました「日常生活の安心感を高める」という分野における代表的な事業としまして、「建物耐震化事業の推進」を初

めとし6つほど、ご参考までに記載させて頂いております。

「日常生活の安心感を高める」という目標に向け、こうした事業を初め、施策目標の達成を図るための具体の事業を位置づけてまいりたいと考えております。

以上で、「取組の方向・目標等について」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

分科会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

委員

1ページと2ページなのですけれども、国民健康保険の医療費適正化の推進。適正化というのは医療費抑制ですね。質の高い医療従事者、質の高い医療というのは相反することなのだけれども、これはどういうふうに説明しますか。

それと、質の高い医療従事者の安定的確保、どこのことを言っているのですか。

事務局

医療に従事する看護師さん等です。

委員

市民病院とかあればわかるけど。

全体的に、最後の看取りの部分じゃないけど、これから2025年まで高齢者が、どんどん増えるので、介護の必要も高まるし、やはり医療費がかかるということは認識して頂かないとならないですね。

分科会長

そうですね。看取りの問題というのがあって、大きな課題になっていますよね。これは医療体制の問題の中に入ってくる部分もかなりありますので、その辺をどういうふうに市として考えるかということにつながりますね。やっぱりいつまでも生きている訳にはいきませんので、看取りの態勢をどうしていくかということですね。

委員

平均寿命は延びたとしても、寝たきりになっている人が多く、半分ぐらいの方はそういう方だとしたら、日本は大変なことですね。

分科会長

尊厳死の問題とかいろいろ入ってきますので、やっぱりテーマになってくるでしょうね。

委員

それと、年寄りなんかが入院して、長期になると病院から出されますよね。

委員

要するに社会的入院ということね。

人手がないために入院させる、そこへきて療養病床を減らそうとしているんですね。

分科会長

必要な人と必要ではない社会的入院の人との区分けがなかなか難しいという問題で、そうなるのと今度は高齢者の問題ということで、介護の問題に関わってくるわけですけども、宇都宮ではケアマネジャーのトラブルというのは起きていないのでしょうか、市に届くような。例えば市民から、ケアマネジャーとのトラブルが寄せられるとか、そういうことは起きていないですか。

事務局

確かに理解がなかなかされなくて、たまたまケアマネさんが私の要望を聞いてくれないとか、そうした小さなトラブルというのはございますが、そこは理解して頂くようお願いしています。

分科会長

ケアマネの質が大分今問題になっているのですね、必ずしも高くないということで。だから、その辺は気をつけて頂くことが、やっぱり市民にとっては必要では。これは宇都宮市だけということじゃなくて、全国的にケアマネの質の低下の問題というのが問われていますので、やっぱり多くなってくれば、当然そういう問題を抱えるということになりますし、現実に相談が私のところにもあるのです。ケアマネさんとうまくいかないということだったりするのですけれども、大きなトラブルにならないうちという意味ですけれども。

いかがでしょうか。

委員

それでは、何点か。1つは5ページなのですが、高齢者の施設整備の例で、地域密着型サービス事業所、確認なのですが、これはいわゆる小規模多機能型介護施設と考えて、よろしいのでしょうか。

## 事務局

委員ご指摘のとおり、小規模多機能型の整備です。さらに、今後はいわゆる生活圏域で生活して頂くために、やはり地域密着型でグループホームとか、あるいは小規模多機能の問題とか、いわゆる特養の問題とか、今後検討していかなくてはならない課題ととらえていまして、具体的に何と何を今後整備していくのかというのはまたこれから検討させて頂きたいと思います。

## 委員

大きな箱物というよりも、これからは小さな、地域に密着した小規模な対応をしていく。そして、それが身近なところにあるというのがこれからの介護の目指すべき方向であると思います。よろしく願いいたします。

もう一つは、先ほど冒頭で私、最初の質問でもしましたように、民生委員と児童委員との連携強化のその下に、やはり、成年後見制度の活用促進、これをぜひプラスして頂ければなというふうに思っています。ある意味では、先ほどの解釈と私の解釈は全然違いました。この制度自体が、やはり難しいのですよね。私たちだってなかなか、見て読んでも、その制度がどういう制度で、どこに申し込んで、どういうふうにしていったのかという具体的な理解が、なかなかできないですよ。まして高齢者の人にわからせるというのは難しい。特にこれからひとり暮らしの身寄りのない高齢者の方が増えてくるわけですから。その方たちのためには、やっぱりその財産を守るという意味から、これは周りがしっかりサポートしなくてはならない、行政がサポートしなくてはならない。その制度としての活用、促進をしたいということでございます。何か見解がありましたら。

## 事務局

これから、やはり高齢者の絶対数が多くなっていくということで、そういう方々が将来を安心して過ごすには、成年後見制度というのはぜひ必要だろうということで考えております。ここに上がっている重点事業は、例示的に出したものですから、今後それらについても十分検討していきたいと考えています。

## 分科会長

ひとり暮らしの高齢者、それからご夫婦の高齢者世帯。そういうあたりを考えると、先ほどの看取りの問題とも関連してきますけれども、やはり財産管理をどうして行くのかということは非常に大きな課題で、実は私も、死そのものを恐れるとか何とかということよりは、死ぬときのためには準備をしておかなければいけないというのを今回実感したのです。いつ何時何が来るか、人間分らないわけで、そうするとやっぱりその準備って心がけておかないといけないことなのだと、とてもリアルに認識をしました。そういう意味では大切なことだなど。

事務局

高齢者だけでなく、障がい者の問題もありますし、これから重大な懸案になってきますが、痴呆の問題はありますね。

分科会長

安心して宇都宮で最期を迎えられるという制度ができるといいなど。

事務局

成年後見制度はこれからだと思うのですね。

分科会長

それから、やっぱり啓発ということを考えていかないと、情報がやっぱりうまく渡っていくかどうかという。

委員

私は不勉強で何ですが、今どういう方が相談にあられるのですか。

分科会長

弁護士さんとか、司法書士さんとか、定められているわけです。

相談に乗る体制としてはそういう有資格者ですね。

委員

11ページ、いいですか。私は、こういう具体的な、事業概要のほうが具体的になっていいのではないかとって質問するのですが、児童相談体制の充実ということで、やはり私も何回か要望しているのですが、本市において児童相談所の設置ということ。現在は児童相談所は県でありますよね。法律が変わって、市でもその体制ができるという法改正がなされて、やはり県の施設とともに、市もこのような充実した体制を図るのであれば、これは今の話というわけではないですからね。5年後、10年後、15年後の話をしているわけですから、そういった児童相談所の設置という方向性が事業概要の中に入ってもいいのではないかなというふうに考えているのですが、これは一応要望にとどめておきます。

最後の15ページですが、耐震化の問題でありますけれども、建築物の耐震化の推進ということで、これは公共施設の建物とともに、私たち個人の家が対象になってきております。大きな大地震とかを想定して。

去年、国の方ではその耐震化率、民間の家も含めた耐震化率を10年かけて9割に持っていきこうとい

う計画を立てているようであります。それを、ある意味では県も市も、そういった通達の中で予算化していかななくてはならないということで、国の補助も受けながらやっていくわけですが、その辺のところ、具体的に「建築物の耐震化の推進」という表現ではなくて、国における建築物耐震化10年計画、正式名称はちょっとわからないですが、それを推進するという表現のほうが具体的で正確ではないかなというふうに思うのですが、これはいかがでしょうか。これは多分、所管が建築指導課か何かに入っていると思うので、今日の所管の中にはいらっしやらないと思うのですが、どうですか。

#### 事務局

建物の耐震化ですが、耐震診断、あるいは耐震改修に対して、今年の7月から補助が出ております。宇都宮市も国と同じように、平成28年度で90%の耐震化を目指しており、また、市民に対しては、出前講座や広報紙を通じて周知してまいりたいと考えております。

#### 委員

耐震診断の補助というのは、多分5万から10万で、それから、耐震改修については、限度額30万円ですか、補助がついたとしても、昨年からはまったはずなのですが、恐らくまだ利用件数が少ないと思うのです。つまりその意識が高いようで低いですね。うちは大丈夫だとか、栃木には地震来ないだろうとか、まさに防災意識は余り強くないと思います、本市宇都宮市では。そういった点では、これを推進していくということを強調して、そういう表現にして頂ければと思います。

#### 分科会長

議題の3についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、(4)にまいりたいと思います。

それでは、今まで1、2、3と皆さんにご審議いただきましたけれども、事務局にはその辺をお受け取りいただいて、よろしく願いいたします。

では、4番、最後、先進地視察の候補地、それについて事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

では、資料3をごらんください。先進地視察の候補についてご説明いたします。

目的になりますが、重点課題を解決するために効果的と考えられる取り組みについて、調査審議する上での参考といたしまして、委員の皆様には先進地事例の調査研究を行って頂きたいと思ひまして、実施するものです。

実施時期につきましては、来月、11月頃を予定しております。

候補地ですが、3つほど事務局の方から挙げさせて頂いております。団塊世代活動支援センター事業ということで、団塊世代の知識や経験を生かすために、起業やコミュニティビジネス、ボランティア活動等を支援している団塊世代活動支援センターを候補地としております。

自治体名は、埼玉県になりまして、こちらは日帰りを予定しております。

団塊世代を対象に、新たな活動のスタートを目指している人に対して、各人のさまざまなライフスタイルに応じた活動を支援するため、今年4月に整備されたものです。起業、コミュニティビジネス、再就職、ボランティア活動などの相談や交流会、セミナーを実施しております。

続きまして、認定こども園（幼・保連携型）でございます。こちらは、平成18年10月に始まりました「認定こども園制度」は、少子化の進行や各家族化、夫婦共働き世帯の増加など、多様化する保育、教育ニーズの対応や地域における子育て支援等に効果的であるため、「認定こども園（幼・保連携型）」について、視察の候補としております。

自治体名は習志野市、こちらも日帰りを予定しております。

認定こども園とは、就学前の子どもに保育・教育を一元的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する総合的な支援を行うものです。

習志野市では、公立の幼・保連携型認定こども園について平成19年2月に県の認定を受けています。

続きまして、裏面に参りまして、浜松市もてなしのまちづくり事業等。浜松市は、宇都宮市と同様に「おもてなし」を基本として、市を挙げてバリアフリー化に取り組み、都市構造自体のユニバーサルデザイン化を目指している福祉のまちづくりの先進地でありますので、視察の候補としております。

自治体名、浜松市で、こちらは1泊2日を予定しております。

浜松市では、「思いやりの心が結ぶやさしいまち・浜松」の実現を目指して、ユニバーサルデザインを市政の柱の一つととらえ、ユニバーサルデザインのまちづくりに市民とともに取り組んでいます。平成12年度に都市計画課内にユニバーサルデザイン室を設けましてスタートさせておりますが、15年にはユニバーサルデザイン条例の施行に伴いまして、横断的な調整を行う企画課に移管することで、全庁的な推進を図っております。また、今年の4月には政令指定都市移行によりまして、ユニバーサルデザイン課に格上げになりまして、ユニバーサルデザインの推進に市全体で取り組んでいるということです。

この3つから選んで頂くわけですが、こちらの幾つかの組み合わせもできまして、例えば(1)の団塊世代活動支援センターと(2)の認定こども園を、1日でごらん頂く形と、それから1日目に浜松市をごらん頂いて、2日目に埼玉県のほうをごらん頂くとか、そういった選択肢もございますので、ご協議頂ければと思います。

以上でご説明を終わります。

分科会長

ありがとうございました。

このような計画案があるわけですが、いかがでしょうか。

委員

3カ所、みんなそれぞれ違うテーマですね。できれば全て見たいという感じがするのですが。

分科会長

重点的にということ。

これは、例えば2カ所にしろ3カ所にしろ、その日程が先方で可能かどうかということもありますから、この段階では、候補地としてどこを挙げるのにとどまるかなと思います。相手方に都合悪いですというふうに言われてしまうこともありますので、ぜひここは視察地として挙げたいというところがありましたら、お名前を言って頂ければ。

委員

浜松はいろんな分野で参考になるかもしれませんね。

分科会長

浜松の場合には政令指定都市ということですから、宇都宮は中核市なので、立場の違いというところはありますけれども、参考になる部分はいっぱいあるかなという感じがいたしますね。それから、高齢社会というふうなこと、それから宇都宮市の現状等からすれば、団塊世代活動支援センター事業、非常に捨てがたいところだなと。ただ、自治体が県ということですので、宇都宮市は中核市ですから、中核市の事業として位置づけられる部分かどうかということもあると思います。

候補地は3カ所挙がっているというふうに考えて頂いて、それは事務局の方で先方と交渉しながら調整をして頂くということはどうでしょうか。可能な予定を組んで頂くということになると思います。皆様のご要望を受けて、あとは事務局のほうで先方に交渉するというのも含めて調整をお願いしたいと思います。

では、今いろいろなご意見が出ましたので、それをそのままお渡しいたしますので、ご検討よろしくお願ひしたいと思います。

候補地については、先方の都合や日程も関係してこようかと思ひますので、ここで絞るということはやっと保留にしたいと思ひます。

それでは、予定よりも大変長くなりましたけれども、今日用意された議題は以上で終わりましたので、何もなければこれで閉じさせて頂きたいと思ひます。

長い間、熱心にありがとうございました。

閉会 午後4時00分